

医療法人丸岡医院

指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人丸岡医院（以下「事業者」という）が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「職員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては県、関係市町村、担当の地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 丸岡医院指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 酒田市亀ヶ崎 6-9-15
- (3) 電話 0234-23-8133

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上 内1名管理者兼務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜、祝祭日を除く平日と土曜午前（ただし、土曜午後、年末年始12/30～1/3 酒田まつり 5/20 お盆8/13、8/14、8/15は除く）
- (2) 営業時間 月曜～金曜 8時30分～17時30分まで
土曜日のみ 8時30分～12時30分までとする。
ただし、職員の定休日以外の休日についてはシフト勤務とする。
- (3) 台風接近時、災害時等は職員の安全を確保して休む場合もある

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 利用料(ケアプラン作成料)

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。
- (2) 当事業所の実施地域にお住まいの方は交通費はかかりません。それ以外の地域の方でも、職員が利用者を訪問するための交通費の実費はいただきません。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、酒田市、遊佐町、庄内町とする。

その他の地域についてはご相談ください。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、居宅支援等を提供中、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害対策として、事業所が定める防災計画に基づき、毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。

(居宅介護支援計画)

第13条 事業所の職員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画を作成することとする。

- 2 居宅サービス計画の実施に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 3 居宅サービス計画を作成した際は、当該サービス計画を利用者に交付することとする。
- 4 職員は、それぞれの利用者について、当該サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人丸岡医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

第14条 利用者及び事業所は契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は山形地方裁判所酒田支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他運営についての留意事項)

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(事業継続計画)

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を教護し対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成12年10月16日から施行する。

平成24年3月1日に改訂する。

平成24年4月1日に改訂する。

平成24年10月1日に改訂する。

平成25年8月1日に改訂する。

平成27年4月1日に改訂する。

平成28年4月1日に改訂する。

平成28年8月1日に改訂する。

平成29年10月10日に改訂する。

平成29年1月30日に改訂する。

平成29年4月01日に改訂する。

平成 30 年 2 月 28 日に改訂する。

平成 30 年 7 月 1 日に改訂する。

平成 30 年 12 月 14 日に改訂する。

令和元年 11 月 1 日に改訂する。

令和 2 年 4 月 1 日に改訂する。

令和 2 年 11 月 16 日に改訂する。

令和 3 年 9 月 8 日に改訂する。

令和 4 年 7 月 29 日改訂する。

令和 6 年 4 月 1 日改訂する。